

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

ヒアリング資料

令和5年5月17日

国民年金基金連合会

目次

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

P.3

- (1) 国民年金基金制度概要
- (2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度概要
- (3) 国民年金基金連合会の役割

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望

P.10

- (1) 国民年金基金制度運営に関する課題
- (2) 国民年金基金制度の第1号被保険者以外への適用拡大
- (3) 国民年金基金制度の加入可能年齢の上限引上げ
- (4) 国民年金基金制度の掛金額の上限引上げ

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望

P.20

- (1) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題
- (2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の上限引上げ
- (3) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の受給開始年齢の上限引上げ
- (4) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の資格区分、限度額区分等の簡素化・合理化
- (5) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額引上げ
- (6) 自動移換者への対応

4. 国民年金基金連合会による要望事項のまとめ

P.33

制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

- (1) 国民年金基金制度概要
- (2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度概要
- (3) 国民年金基金連合会の役割

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割



国民年金基金
国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

(1) 国民年金基金制度概要

国民年金(基礎年金)に上乗せされる確定給付型の私的年金

国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、自営業者、フリーランスなどの国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者を対象とする国民年金に上乗せされる確定給付型の私的年金

掛金が社会保険料控除の対象

年間81.6万円(月額6.8万円)を上限に掛金の全額が社会保険料控除の対象

※ 掛金は、口座振替により納付(国民年金の保険料と合わせた納付も可能)

年金受給額が公的年金等控除の対象

国民年金基金の受給額は国民年金や厚生年金等の年金とあわせて公的年金等控除の対象

遺族一時金が全額非課税

保証期間のある年金プラン(7つのうち6つ)から受給する遺族一時金は全額非課税

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割



国民年金基金
国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

(1) 国民年金基金制度概要

国民年金基金制度概況

- 地域型である全国国民年金基金と、職能型である歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金の4基金並びに各基金が会員となっている国民年金基金連合会が存在
- 現存加入者数34.3万人(前年同月比0.4%減)【令和4年3月時点】
- 年金受給者数68.7万人(前年同月比3.7%増)【令和4年3月時点】
 - ※ 年金受給者数は、複数箇所からの受給者を重複してカウント
- 連合会の運用資産額 約4兆8,141億円(前年:約4兆6,679億円)【令和4年3月時点】

※令和5年2月時点の現存加入者数は33.5万人。令和5年3月時点の連合会の運用資産額(速報値)は約4兆6,020億円。

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割



(2) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度概要

国民年金(基礎年金)及び厚生年金に上乗せされる確定拠出型の私的年金

確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、連合会が個人型年金規約を定めて実施する、基本的に20歳以上65歳未満の者を対象とする国民年金、厚生年金に上乗せ・補完する確定拠出型の私的年金

掛金が小規模企業共済等掛金控除の対象

拠出した掛金の全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象(加入者の拠出限度額は、資格区分ごとに異なる)

運用益が全額非課税

運用益は、所得税等の対象とはならず全額非課税(特別法人税課税は凍結中)

年金受給額が公的年金等控除・退職所得控除・全額非課税

老齢給付金(年金)は、国民年金や厚生年金等の年金とあわせて「公的年金等控除」の対象

老齢給付金(一時金)は、「退職所得控除」の対象

障害給付金(年金・一時金)は、全額非課税

死亡一時金は、相続税の対象となるが、退職手当金等として一定額が非課税

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割



(2) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度概要

個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度概況

- 現存加入者数290.0万人(前年同期比21.4%増)【令和5年3月末時点】
 - ・第1号加入者31.1万人、第2号加入者245.6万人、第3号加入者12.7万人、第4号加入者0.5万人
- 運用指図者83.2万人(前年同期比5.5%増)【令和5年3月末時点】
 - ※ 運用指図者とは、掛金を拠出せず、運用の指図のみを行う者
- 自動移換者のうち、資産額0円の「記録のみ管理する者」を除く自動移換者は66万人【令和5年3月末時点】
 - ※ 自動移換者とは、企業型確定拠出年金加入者が年金資産の移換等の手続きを行わずに、その資産が国民年金基金連合会に移換された者
- 運営管理業務を157の確定拠出年金運営管理機関に委託

国民年金基金と個人型確定拠出年金(iDeCo)の比較



		国民年金基金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)
加入対象		20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者 60歳以上65歳未満または海外居住で国民年金の任意加入被保険者	20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者 65歳未満の国民年金の第2号被保険者 20歳以上60歳未満の国民年金の第3号被保険者 60歳以上65歳未満または海外居住で国民年金の任意加入被保険者
根拠法		国民年金法(昭和34年法律第141号)	確定拠出年金法(平成13年法律第88号)
制度運営		地域型・職能型の各国民年金基金	国民年金基金連合会
予定利率		1.5%	運用商品を選択して自己で運用
掛金(月額)		上限68,000円(iDeCoと合算) 加入口数、性別、給付の型によって決定	第1号被保険者: 上限68,000円(国民年金基金と合算) 第2号被保険者: 上限12,000円~23,000円(企業年金の加入状況等により異なる) 第3号被保険者: 上限23,000円 任意加入被保険者: 第1号被保険者と同様 掛金は5,000円以上1,000円単位
給付	年金受取	1口目は終身年金 2口目以降で有期年金との組み合わせ可	可(受取期間5~20年)
	一時金受取	不可	可
中途脱退・解約		不可(掛金中断、2口目以降の掛金減額、増額は可) 一時金の受け取りは不可	不可(拠出中断は可) 一時金の受け取りは原則不可(例外有)
税制上の 取扱	掛金	社会保険料控除	小規模共済等掛金控除
	年金	公的年金等控除(老齢年金)	公的年金等控除(老齢給付金)、非課税(障害給付金)
	一時金	非課税(遺族一時金)	退職所得控除(老齢給付金)、非課税(障害給付金など)

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

(3) 国民年金基金連合会の役割

国民年金基金制度関係

国民年金基金制度について、

- ① 中途脱退者のための給付業務
 - ② 資産運用の効率化のための給付確保事業・共同運用事業
 - ③ 事務処理の効率化のための共同事務処理事業
- 等を行う公的な法人として平成3年5月に設立

個人型確定拠出年金(iDeCo)制度関係

個人型確定拠出年金(iDeCo)について、

- ① 個人型年金規約の策定
 - ② 加入資格の確認及び拠出限度額の管理
 - ③ 掛金の収納
- 等の業務を事業主体者として平成14年1月から実施

組織・定員等

- ・ 評議員12名、理事8名、監事2名
 - ・ 審議役、総務部、業務企画部、資産運用部、数理部、確定拠出年金部、リスク・システム管理室、監査室
 - ・ 定員：常勤役員3名、職員60名
- 【令和5年3月末現在】



国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金制度 運営に関する課題及び要望

- (1) 国民年金基金制度運営に関する課題
- (2) 国民年金基金制度の第1号被保険者以外への適用拡大
- (3) 国民年金基金制度の加入可能年齢の上限引上げ
- (4) 国民年金基金制度の掛金額の上限引上げ

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

(1) 国民年金基金制度運営に関する課題

加入勧奨の強化

全国国民年金基金の設立に伴い新規加入員数は増加したが、引き続き、新規加入員数3万人(再加入含め3.3万人)の目標達成に向けて、各基金と連携して、効果的な周知広報に努めるとともに、自家募集体制の強化及び募集委託金融機関との連携強化を図っていく。

また、業界団体等と更なる協力体制の強化について検討を進める。

安全かつ効率的な運用とガバナンスの効いた組織運営

安全かつ効率的な積立金の運用を実施する。このため、意思決定・監視機関である理事会・評議員会と諮問機関である資産運用委員会との相互連携によるガバナンスの効いた組織運営を行う。

「デジタル改革」に対応したシステム開発等を通じた加入者の利便性向上や事務手続の効率化

政府が進める「デジタル改革」に対応した控除証明書等の電子交付や国民年金基金手続のオンライン化を着実に実施することにより加入者の利便性向上や事務手続の効率化を進める。

国民年金基金制度の現存加入員数及び受給者数の推移



- 新規加入員数(再加入含む。)は、全国国民年金基金の設立(令和元年)以降、3万人前後で安定的に推移している。
- 現存加入員数は減少している一方で、受給者数は増加している。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規加入員	20,493	32,309	20,911	21,407	22,130	22,810	29,639	23,793	30,546	31,414	28,104
自家募集	14,435	27,005	17,736	17,742	17,837	17,786	20,669	17,643	22,631	24,676	22,048
委託募集	6,058	5,304	3,175	3,665	4,293	5,024	8,970	6,150	7,915	6,738	6,056
新規加入員(含む再加入)	22,075	34,199	22,632	23,042	23,699	24,304	31,325	25,442	32,341	33,265	29,738
現存加入員	493,487	481,316	453,684	427,026	398,879	374,664	363,530	348,658	344,343	342,886	※335,315
受給者	388,257	434,336	478,831	517,522	552,200	583,232	612,150	638,774	663,622	687,259	—

※令和4年度現存加入員は令和5年2月時点の数値。

国民年金基金に関する主な広報の取組



国民年金基金
国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

① ダイレクトメール(DM)による訴求の強化

第1号被保険者に厚生労働省と連名で国民年金基金のメリット等を周知するDMを送付する。送付時期を変更し、資料請求や照会に迅速、かつ、きめ細かな対応を行うとともに、開封しやすい封筒に改良して訴求を強化する。

【発送数】約600万件

【発送時期】6月、7月、9月、12月、1月

(令和4年度は6月、7月、9月、1月、2月)

② テレビ広告の実施

DM発送時期に合わせて、テレビCMを実施し、国民年金基金制度の認知度の向上を図る。

【テレビCM】6月、9月、1月に実施

③ インターネットを活用した広告・情報発信

検索サイト(Google、Yahoo!) SNS (facebook) や動画共有サイト(YouTube)を活用したインターネット広告などを引き続き実施する。

動画共有サイト(YouTube)の専用チャンネルを活用し、テレビ広告動画や制度説明の動画などを公開し、幅広い世代を対象に国民年金基金制度の認知度の向上及び理解の促進を図る。

④ オンラインセミナーの開催

「国民年金基金・iDeCo共同オンラインセミナー」を開催し、第1号被保険者に対する両制度の周知及び理解の促進を図る。



⑤ ポスター・パンフレットによる周知の拡充

基金制度のポスター・パンフレットや令和4年度に刷新したiDeCoと国民年金基金の両制度を紹介するパンフレットを用いて金融機関での周知を図る。



⑥ 広報キャラクター・愛称・ロゴの活用



国民年金基金の広報キャラクター「kokky(コッキー)」をパンフレット、チラシ、ホームページ、粗品などで積極的に活用し、キャラクターの認知度の向上と国民年金基金制度の周知、普及を図る。

⑦ ホームページの充実

国民年金基金連合会、各国民年金基金のホームページのコンテンツ及びインターフェースの充実を図り、国民年金基金に関する情報提供を充実・強化する。

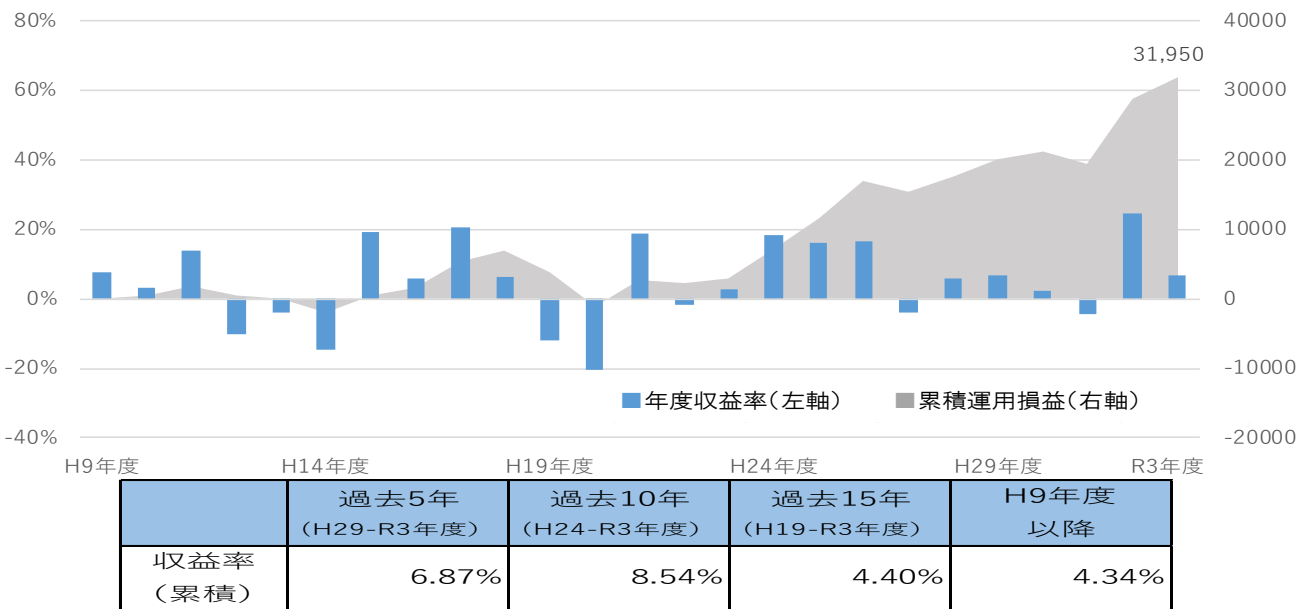


国民年金基金制度の積立金の運用状況の推移 及び資産運用ガバナンス



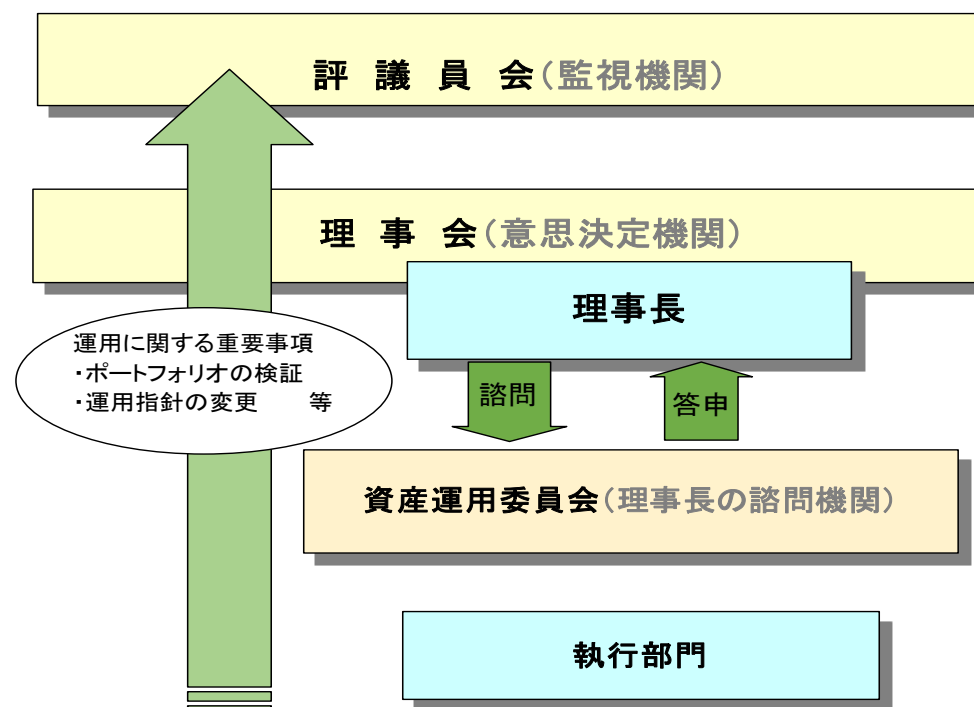
- 将来にわたって必要とされる収益率を、安全かつ効率的に確保するため、長・中期の期待リターン等の推計、シミュレーションによるリスクの検証を踏まえて策定された基本ポートフォリオに基づく運用を行っている。
- その結果、長期にわたり安定的な収益率を実現している。
- 運用の意思決定におけるガバナンスの取組みとして、資産運用委員会を理事長の諮問機関と位置づけ、意思決定・監視機関である理事会・評議員会との連携強化に取り組んでいる。
(主な内容: 毎年の基本ポートフォリオの前提値の確認とポートフォリオの検証、運用指針の変更、運用状況の報告)

長期の運用実績の推移



※...運用規制の撤廃された平成9年度以降の利回りを使用。
なお、同年度に資産額の評価方法を時価評価に変更。

資産運用のガバナンス概要図



2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

(2) 国民年金基金制度の第1号被保険者以外への適用拡大

現状・課題

- 国民年金は、すべての国民を被保険者として老齢等による生活の安定が損なわれることを防止。他方、働き方が多様化し、被保険者区分が頻繁に変更されるケースが増えてきているなかで、国民年金基金は、個人型確定拠出年金(iDeCo)と異なり、第1号被保険者のみにしか加入が認められていない。
- 引き続き、高齢化が進み単身世帯が増加していくことが予測されるなかで、自ら又は世帯における就労者による老後等へのさらなる備えとして、終身年金である国民年金基金の活用が有用。

要望

国民年金基金においても、第2号被保険者や第3号被保険者を加入可能としてはどうか。



2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望

(3) 国民年金基金制度の加入可能年齢の上限引上げ

現状・課題

- 国民年金基金は国民年金に加入した者が加入でき、60歳未満で加入した者は掛金の払込期間は60歳到達前月まで。60歳以降は、国民年金に任意加入している者について加入することが可能。また、国民年金基金の受給を開始できる年齢の上限は65歳。
- 資産所得倍増プランで個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳までの引上げの方向性が示されている。

要望

国民年金基金と個人型確定拠出年金(iDeCo)は第1号被保険者の公的年金を補完する制度としてそれぞれの制度の特徴(※)を生かし、共に重要な役割を果たしている。したがって、個人型確定拠出年金(iDeCo)について加入年齢引上げ等の改革が行われる場合には、両制度間あるいは被保険者間において偏りのないバランスの取れた取扱いとなるよう、国民年金基金についても必要な改革を実施してはどうか。

- ※ 国民年金基金：終身年金が基本であり、将来的な給付額を保証する確定給付型年金
個人型確定拠出年金(iDeCo)：加入者自らが運用指図を行い、その実績により給付額が決定する確定拠出型年金

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

(4) 国民年金基金制度の掛金額の上限引上げ

現状・課題

- 国民年金基金の掛金額は、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金と合わせて上限額が月額6.8万円となっている。他方、国民年金は、マクロ経済スライドにより、将来に向けて給付水準は調整されることになっており、公的年金は国民年金のみである第1号被保険者の年金水準の維持が課題であるとの認識。
- 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯等について、今後も増加することが予測されており、一定程度の所得水準を維持する必要があるが、平成3年(1991年)の国民年金基金設立以降、30年以上掛金額の上限は変更されていない。
- 資産所得倍増プランで個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額の引上げについての方向性が示されている。

要望

国民年金基金の掛金額について、その上限を引き上げてはどうか。

なお、掛金額の上限については、国民年金基金と個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金を合算して定められているため、個人型確定拠出年金(iDeCo)について拠出限度額の引上げが行われる際には、国民年金基金の掛金額の上限も同様に引き上げられることが必要。



○ 掛金月額階級別現存加入員数

単位：人、%

	合計	1万円以下	1万円超 2万円以下	2万円超 3万円以下	3万円超 4万円以下	4万円超 5万円以下	5万円超 6万円以下	6万円超
平成3年度末	436,484 (100.0%)	131,341 (30.1%)	193,076 (44.2%)	40,306 (9.2%)	21,643 (5.0%)	7,930 (1.8%)	8,281 (1.9%)	33,907 (7.8%)
令和元年度末	348,658 (100.0%)	57,948 (16.6%)	124,515 (35.7%)	63,710 (18.3%)	28,214 (8.1%)	13,372 (3.8%)	8,139 (2.3%)	52,760 (15.1%)
令和2年度末	344,343 (100.0%)	51,550 (15.0%)	122,678 (35.6%)	64,806 (18.8%)	28,851 (8.4%)	13,822 (4.0%)	8,385 (2.4%)	54,251 (15.8%)
令和3年度末	342,886 (100.0%)	46,066 (13.4%)	121,667 (35.5%)	66,175 (19.3%)	29,852 (8.7%)	14,394 (4.2%)	8,660 (2.5%)	56,072 (16.4%)

・掛金月額が上限(6.8万円)に近い加入員の割合が高まってきている。



○ 今後、高齢化が進み高齢世帯の割合がさらに高まる。

表3. 世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数, 割合 (2015~2040年)

年次	一般世帯						
	総数	単独	核家族世帯				その他
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
世帯数 (1,000世帯)							
世帯主65歳以上							
2015年	19,179	6,253	10,800	6,277	2,862	1,661	2,126
2020年	20,645	7,025	11,551	6,740	2,990	1,821	2,069
2025年	21,031	7,512	11,582	6,763	2,915	1,904	1,937
2030年	21,257	7,959	11,483	6,693	2,842	1,948	1,816
2035年	21,593	8,418	11,449	6,666	2,811	1,972	1,727
2040年	22,423	8,963	11,752	6,870	2,906	1,976	1,708
世帯主75歳以上 (再掲)							
2015年	8,883	3,369	4,575	2,735	970	870	939
2020年	10,424	3,958	5,521	3,279	1,202	1,039	945
2025年	12,247	4,700	6,519	3,881	1,435	1,203	1,029
2030年	12,763	5,045	6,693	3,976	1,454	1,264	1,025
2035年	12,403	5,075	6,371	3,762	1,356	1,253	957
2040年	12,171	5,122	6,153	3,635	1,299	1,220	896
割合 (%)							
世帯主65歳以上							
2015年	100.0	32.6	56.3	32.7	14.9	8.7	11.1
2020年	100.0	34.0	56.0	32.6	14.5	8.9	10.0
2025年	100.0	35.7	55.1	32.2	13.9	9.1	9.2
2030年	100.0	37.4	54.0	31.5	13.4	9.2	8.5
2035年	100.0	39.0	53.0	30.9	13.0	9.1	8.0
2040年	100.0	40.0	52.4	30.6	13.0	8.8	7.6
世帯主75歳以上 (再掲)							
2015年	100.0	37.9	51.5	30.8	10.9	9.8	10.6
2020年	100.0	38.0	53.0	31.5	11.5	10.0	9.1
2025年	100.0	38.4	53.2	31.7	11.7	9.8	8.4
2030年	100.0	39.5	52.4	31.2	11.4	9.9	8.0
2035年	100.0	40.9	51.4	30.3	10.9	10.1	7.7
2040年	100.0	42.1	50.6	29.9	10.7	10.0	7.4

・ 高齢単身世帯の増加が見込まれている

・ 高齢夫婦世帯の増加が見込まれている

・ 高齢者世帯の増加が見込まれている

・ 高齢単身世帯割合の増加が見込まれている

注) 青枠は主に課題(2)、赤枠は主に課題(4)に関する数値。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」

注: 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
2015年は、家族類型、世帯主の年齢不詳を案分した世帯数。

個人型確定拠出年金 (iDeCo)

制度運営に関する課題及び要望



- (1) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度運営に関する課題
- (2) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能年齢の上限引上げ
- (3) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の受給開始年齢の上限引上げ
- (4) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の資格区分、限度額区分等の簡素化・合理化
- (5) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額引上げ
- (6) 自動移換者への対応

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望

(1) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題

加入者数の増加に対応した事務処理の効率化・迅速化

- iDeCo加入者は順調に増加し、令和4年度末で約290万人。令和4年5月の加入年齢引上げにより、60歳以降の加入者も増加(令和4年度末で約8万人)。
- 加入資格の確認のため、日本年金機構及び企業年金PFとの突合結果に基づく事務の効率化の実施により、正確かつ効率的に資格確認を実施することが可能になった。
- 今後の加入者の増加も見据えた事務の一層の効率化を図る必要がある。



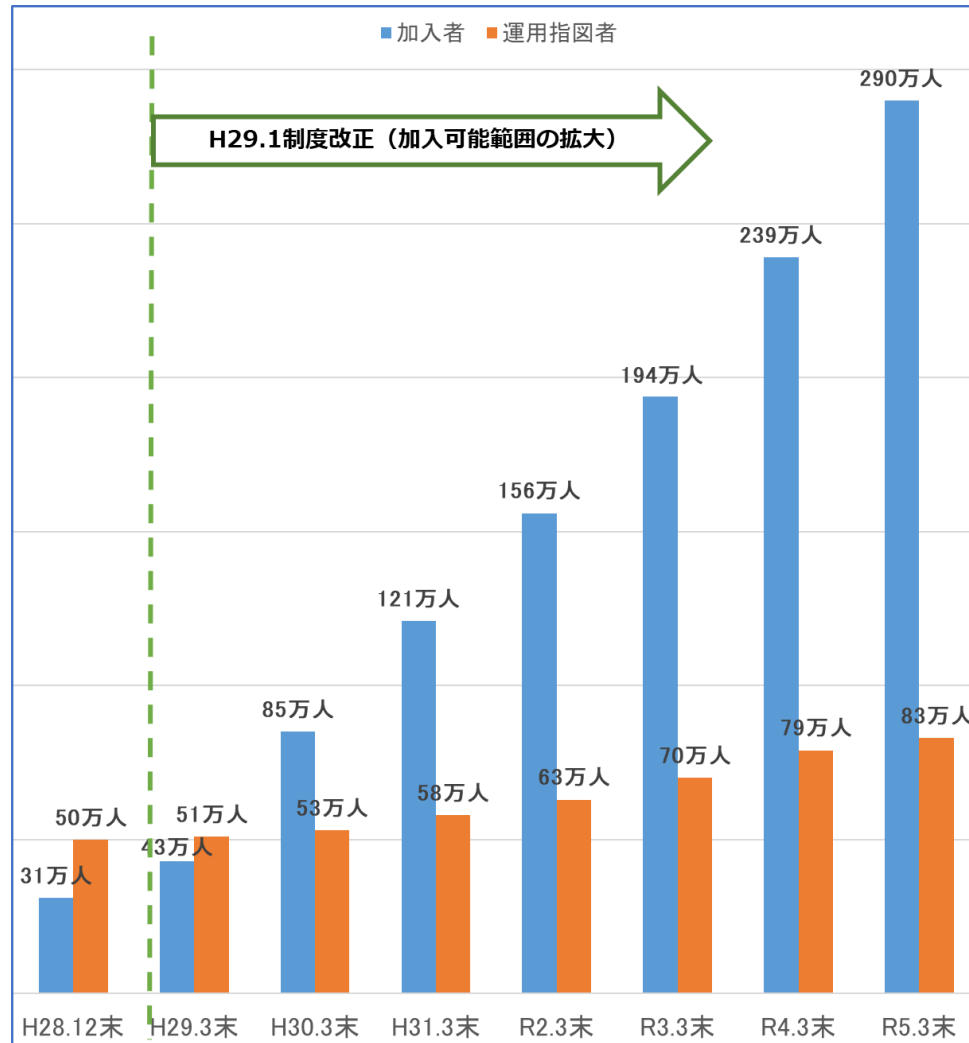
各種届の簡素化及び電子申請の推進

- 加入対象者の拡大に伴い加入要件が精緻に設計されたために、実務上、資格確認及び拠出限度額の確認事務が煩雑となっている。
- 電子申請の利用率も新規加入者の約1割に止まっており、更なる推進が必要。
- 第2号加入者の事業主証明の廃止とあわせて、更なる届出の簡素化を検討。
- 各種届のオンライン化の実現に向けて、取組を推進。
- デジタル改革への対応についてもあわせて取組を推進。

【加入者の動向】

◆ iDeCoの現存加入者数は、平成28年12月末の31万人から令和5年3月末では約290万人に増加。約6年間で約9倍。

◆ 新規加入者も令和4年度は約57万人(50万人を突破)。

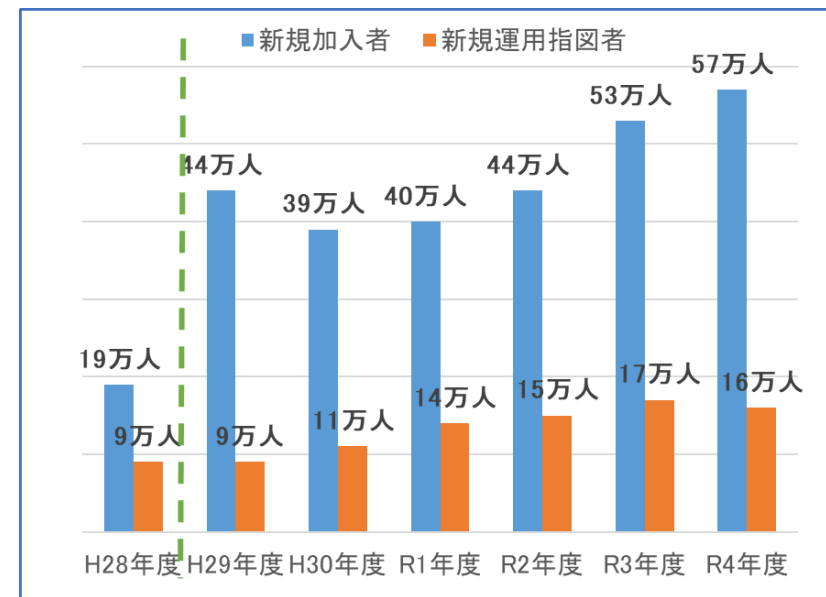


加入者加入可能年齢の拡大
(令和4年5月1日施行)の効果

- ・第4号新規加入者: 0.5万人(5月以降単月累計)
- ・60歳以上第2号
現存加入者: 7.5万人
新規加入者: 3.8万人(5月以降単月累計)

(令和5年3月末時点)

令和5年3月末時点
の60歳以上の現存加入者
は約8.0万人



【事務効率化の取組】

◆事務効率化のために、加入申出等のオンライン化の取組を開始(令和3年1月から順次開始)。
(令和5年3月末時点で30運営管理機関が実施済み。)

◆その他の帳票についても、オンライン化の取組を順次実施。

オンライン化の状況(令和5年3月分)

	全体数	うち電子申請	割合
新規加入者	4.29万人	0.56万人	13%
新規運用指図者	1.31万人	0.27万人	21%

◆令和4年度からは、年1回事業主あて郵送で確認していた「他年金調査」(第2号加入者の届出)について、オンライン回答にて実施。

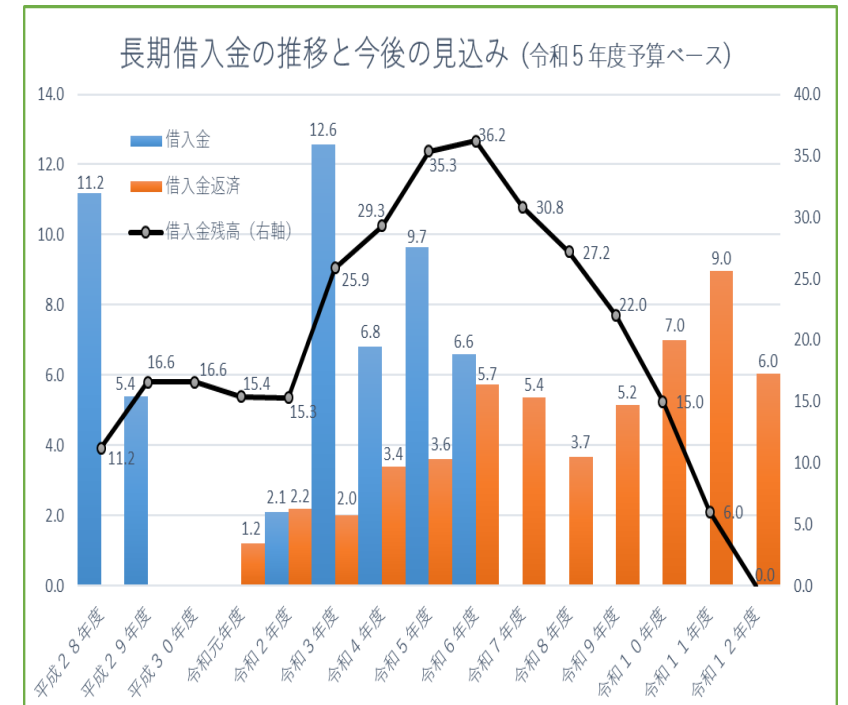
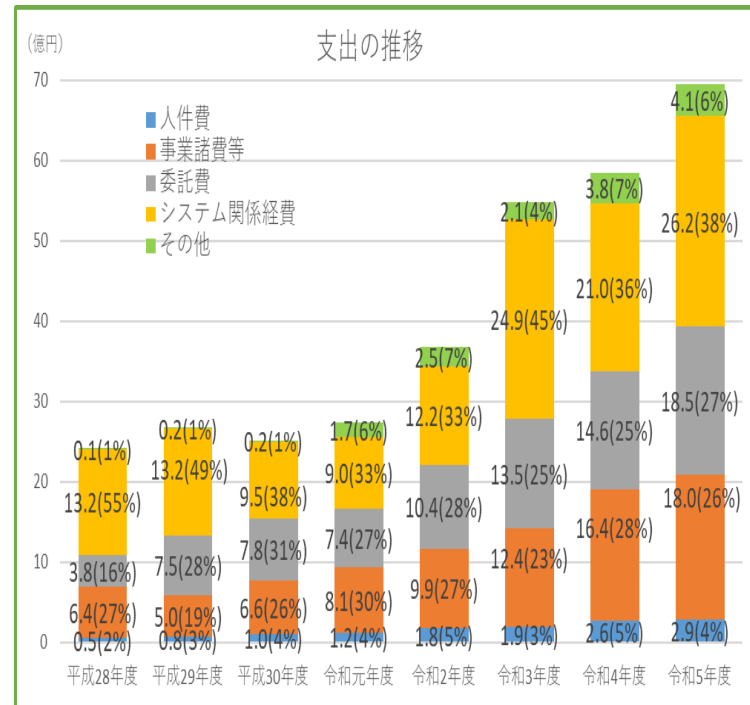
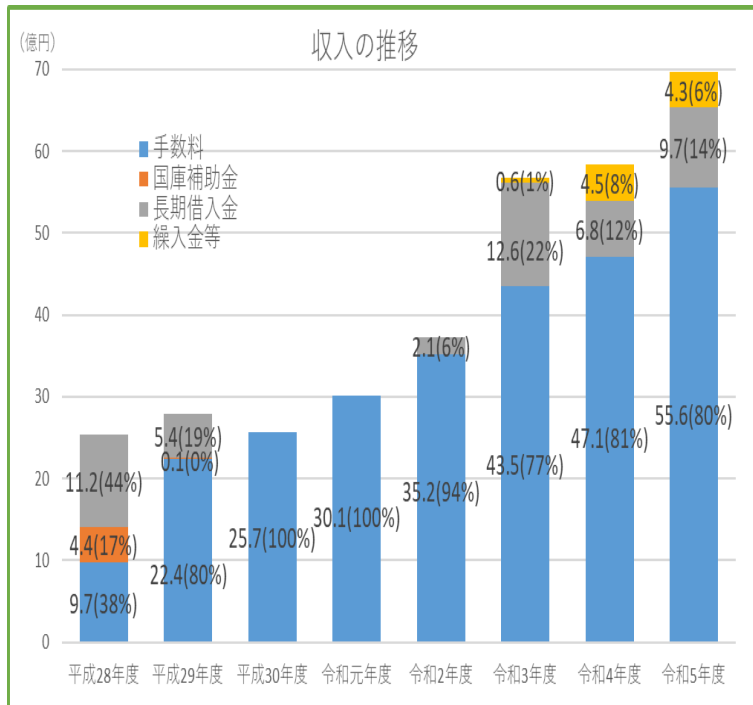
◆令和5年度からは控除証明書の電子交付(マイナポータル利用)について対応予定。

◆令和6年12月の事業主証明の廃止とあわせて、iDeCoの手続の簡素化・効率化を検討。

その上で、令和7年末までに原則すべての手続のオンライン化を目指すとの政府方針を踏まえて、オンライン化対応の実施に向けて準備を進める予定。

【iDeCoの実施に係る経費の状況】

- ◆ 収入については、主な収入は手数料収入である。平成28年法改正及び令和2年法改正の対応のため、手数料に加えて長期借入金を借り入れている(なお、平成28・29年度は広報経費について国庫補助金あり)。
- ◆ 支出については、システム関係支出の割合が大きく(令和5年度予算で約4割)、加入者増に伴い事務処理に関する経費(事業諸費及び委託費)も増加(令和5年度予算で約5割超)している。
- ◆ 長期借入金は、法改正に伴うシステム開発経費として一時的に必要な経費を賄うために借り入れており、平成28年改正時に約16.6億円、令和4年改正時に現時点で21.5億円を借り入れている。
- ◆ 長期借入金は、手数料収入の一部で返済しており、加入者の動向にもよるが令和5年度予算では令和12年度までに返済を終える見込みとしている。



※1 平成28年度～令和3年度までは決算ベース、令和4年度と令和5年度は予算ベースの数字。長期借入金は、令和5年度予算時における見込み。

※2 令和4年法改正及びデジタル改革対応分のシステム開発経費を賄うため、令和5年度と令和6年度に約16.3億円の長期借入金を見込んでいます。

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望

(2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の上限引上げ



現状・課題

- 令和4年5月以降、60歳以降の加入者も増加(令和4年度末時点では約8万人)。
- 資産所得倍増プランにおける70歳までの引上げについては、その方向性には同意。
- 一方、現状では、国民年金及び厚生年金保険の被保険者区分や企業年金の有無により、資格や拠出限度額の管理が細分化されており、加入者にも手続の負担感が大きく、実務上も負担は大きい。

要望

- 今後、加入年齢引上げの検討に当たっては、公的年金との関係性の整理がなされると思うが、加入時に公的年金や企業年金の加入履歴等を詳細に確認しなければ加入できないような仕組みとはせず、できるだけシンプルで、かつ多くの方が加入可能となる仕組みを検討してはどうか。
例えば、60歳以上の「国民年金被保険者ではない加入対象者」については、同一の資格区分とし、一律の拠出限度額にするなど、国民にとっても分かりやすい仕組みとしてはどうか。
- また、実務上は、日本年金機構からのデータ等を確認することにより、加入資格の確認が容易にできる仕組みとしてはどうか。

3. 個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度運営に関する課題及び要望

(3) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の受給開始年齢の上限引上げ

現状・課題

- iDeCoの受給開始年齢については、令和2年法改正において、公的年金の受給開始時期にあわせて75歳まで受給開始年齢の上限が延長され、令和4年4月から施行されている。
- 現状でも、iDeCoの受給開始年齢に到達した際にご本人の認知機能の低下により受取手続きが困難となるケースや、既にご本人が死亡していて家族の所在も明らかではなく受取に時間がかかるケースが生じている。
- 資産所得倍増プランにおいて、受給開始年齢の上限の更なる引上げについて検討することとされている。

要望

- 更なる受給開始年齢の上限引上げについては、ご本人の受取が困難となるケースや、相続財産になるケースがさらに増えることも想定され、そうした実務上の懸念点も踏まえ、慎重に検討すべきではないか。



3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望

(4) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の資格区分、限度額区分等の簡素化・合理化

現状・課題

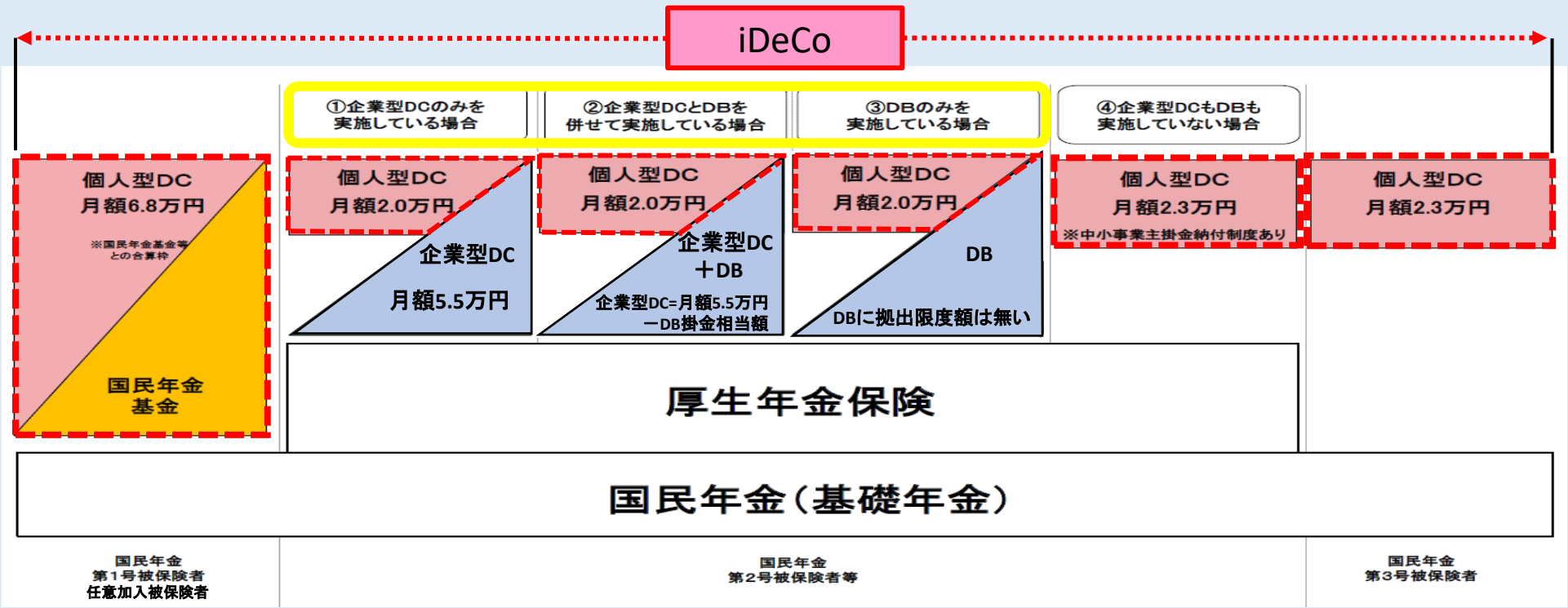
- 個人型確定拠出年金制度(iDeCo)においては、様々な資格区分及び限度額区分が設けられている。
- 加入時及び各種届出時に分かりづらく、事務負担やシステム負荷の増加にもつながっている。
- 日本年金機構及び企業年金PFとのデータ連携により、迅速な資格確認・拠出限度額の管理が実現した一方で、資格の複雑さが故に、加入者自身が理解しにくい状況も存在。

要望

- 現在の資格区分及び限度額区分については、簡素化・合理化を検討してはどうか。
- また、国民年金や企業年金について制度の周知を図るとともに、個人が自身の必要な情報にアクセスしやすいよう、取組を進めてはどうか。



【令和6年12月以降の個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額】



※DBには、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度を含む。

参考：厚生労働省社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料及び厚生労働省HPを基に国民年金基金連合会が加工。

転職等により各資格区分が変更となった際には、資格確認及び拠出限度額上限の確認が必要

- ①本人から変更届の提出
- ②本人からの変更届がない場合には、日本年金機構及び企業年金PFのデータとの突合結果不整合が生じるため、資格確認のための手続勧奨通知を送付。

ご本人あてに
毎月約1万件程度の
通知物を送付。

3. 個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度運営に関する課題及び要望

(5) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額引上げ

現状・課題

- 国民年金基金の掛金と個人型確定拠出年金 (iDeCo) 第1号加入者及び第4号加入者の拠出額を合わせた上限額は月額6.8万円であり、平成14年の制度発足以降、その上限は変更されていない。
- 第2号加入者のうち、令和3年税制改正により企業年金ありの者は2.0万円上限に統一されたが、企業年金なしの者については、特段引上げはなされていない。
- 各号加入者には拠出限度額の上限程度まで支払う者が一定数存在している。
- 長期化する老後を見据えて、老後の資産形成を一層推進する必要がある。

要望

- 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の各号加入者の拠出限度額を引き上げてはどうか。



加入者の掛金額分布・平均(毎月定額拠出)(令和5年3月末)

(単位：万人)

掛金額	合計	第1号	第2号	第2号			第3号	第4号
				うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員		
10,000円未満	47.1	6.6	37.1	24.7	5.6	6.8	3.3	0.03
10,000円～	118.1	6.1	109.6	28.6	30.2	50.8	2.4	0.03
15,000円～	6.9	1.0	5.6	5.4	0.2		0.4	0.01
20,000円～	97.7	4.4	86.8	84.0	2.8		6.4	0.06
25,000円～	0.4	0.4		第1号平均		2.9万円		0.01
30,000円～	2.4	2.4		第2号平均		1.5万円		0.03
35,000円～	0.3	0.3			うち企業年金無	1.7万円		0.01
40,000円～	0.6	0.6			うち企業年金有	1.1万円		0.01
45,000円～	0.2	0.2			うち共済組合員	1.1万円		0.00
50,000円～	1.6	1.6		第3号平均		1.5万円		0.04
55,000円～	0.1	0.1		第4号平均		5.0万円		0.00
60,000円～	0.4	0.4		全体平均		1.6万円		0.01
65,000円～	6.7	6.4						0.27
人数計 ^(注)	282.5	30.5	239.1	142.8	38.8	57.6	12.4	0.49

○第1号加入者のうち、65,000円以上の者は約21%

○第2号加入者
 ・企業年金なしのうち、20,000円以上の者は約59%
 ・企業年金ありのうち、10,000円以上の者は約86%
 ・共済組合員のうち、10,000円以上の者は約88%

○3号加入者のうち、20,000円以上の方は約51%

○4号加入者のうち、65,000円以上の方は約55%

※加入者の掛金分布・平均(毎月定額拠出)の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いております。

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望



(6) 自動移換者への対応

現状・課題

- 企業型年金加入者の増加に伴い、自動移換者も年々増加しつづけている(令和4年度末で約66万人(移換資産額0円の者を除く))。
自動移換された資産は毎年度約200億円ずつ増加しており、当連合会が管理する自動移換者の個人別管理資産の総額は約2,820億円となっている。
- 自動移換者で資産ありの者のうち、資産25万円以下は約6割(令和3年度末)。
- これまで各種の取組を行い、一定の効果は出ているものの、自動移換者の増加には歯止めはかかっていない。

要望

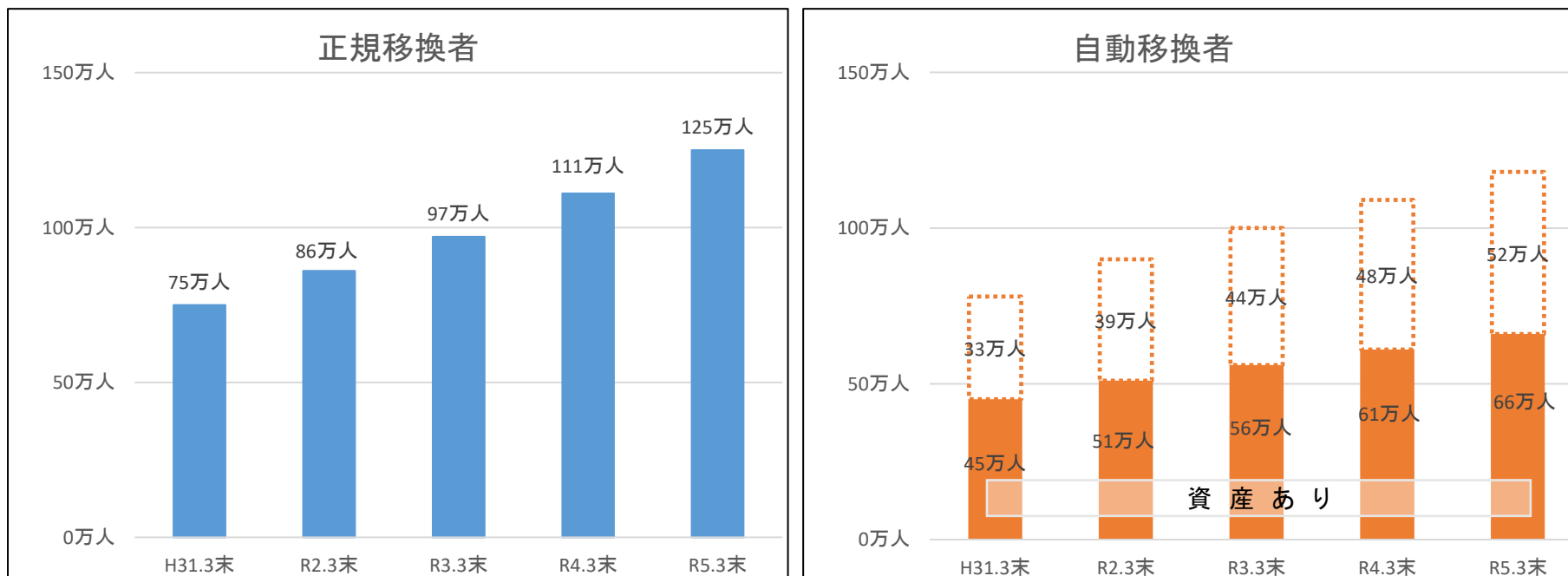
- まずは、自動移換者を増やさないような対策(入口対策)が重要。
- その上で既に自動移換された者については、iDeCo加入対象範囲の拡大、申出がない者も企業型DC/iDeCoに移換する仕組みの構築、あるいは自動移換時・定期通知の送付等の各種の取組を行っている中でも引き続き増加している現状を踏まえると、実務的な対策では限界が明らかであり、制度的な対応を検討すべきではないか。
- あわせて、資産の管理についての実務的な負担も踏まえ、対応を検討すべきではないか。

【自動移換者の動向】

- ◆自動移換者のうち、移換資産額0円の者を除く自動移換者数は令和4年度末で約66万人。
- ◆資産額は令和4年度末で約2,820億円(対前年+約230億円)
- ◆資産ありの者のうち、資産額25万円以下の者は約6割。移換資産額が0円の者は約52万人。

正規移換者及び自動移換者の推移

(令和5年3月末)



移換資産額別の分布

(令和5年3月末)

移換資産額	0円	~250,000円	~500,000円	~1,000,000円	~2,000,000円	2,000,000円超	合計
正規移換者	1.1%	25.9%	15.8%	18.8%	15.5%	23.0%	100.0%
自動移換者(移換資産額0円を除く)	—	63.6%	15.7%	10.7%	5.9%	4.1%	100.0%
自動移換者(移換資産額0円を含む)	44.2%	35.5%	8.8%	6.0%	3.3%	2.3%	100.0%

※正規移換者:移換手続きに基づいて、加入者または運用指図者となった者。

※自動移換者:企業型年金加入者であった者で、転職・退職等により企業型年金加入者の資格を喪失後6ヵ月以内に、個人別管理資産の移換手続きを行わなかった者。

なお、資産ありの者と資産なしの者に分けて表示。(点線枠は資産なしの者)

国民年金基金連合会による要望事項のまとめ

国民年金基金連合会による要望事項のまとめ

国民年金基金

前回（H31.3.19）要望	その後の対応状況	今回（R5.5.17）
・国民年金の第2号、第3号被保険者への適用拡大	×	・国民年金の第2号、第3号被保険者への適用拡大
・国民年金の加入年齢の議論に合わせた、60歳以上の者についての加入可能年齢の上限引上げ	×	・iDeCoの制度改革とバランスの取れた加入可能年齢の上限引上げ
・掛金額の上限引上げ	×	・掛金額の上限引上げ

iDeCo

前回（H31.3.19）要望	その後の対応状況	今回（R5.5.17）要望
・国民年金、厚生年金の加入年齢の議論に合わせた、60歳以上の者についての加入可能年齢の上限引上げ	○ * R2年法改正（R4年5月施行）により、65歳まで引上げ実施。 * R4年末の資産所得倍増プランによるiDeCoの制度改革において70歳まで引上げの方向性が示されている。	・資産所得倍増プランにおける70歳までの引上げについては、その方向性に同意。 ・なお、加入年齢引上げの検討に当たっては、加入時に公的年金や企業年金の加入履歴を詳細に確認しなければならないような仕組みとせず、できるだけシンプルで多くの方が加入可能となる仕組みとするとともに、実務上、日本年金機構からのデータ等を確認することにより、加入資格の確認を容易にする仕組みとしてほしい。
・現在の資格区分、限度額区分を簡素化・合理化するとともに、資格区分等についての情報に関するプラットフォームの構築による各種手続きについて効率化	△ * R2年法改正（R4年10月施行）により、企業型DCとの合算管理スタート。企業年金基金連合会の企業年金プラットフォームを活用した仕組みを構築。（R6年12月からはDBとの合算管理予定）	・現在の資格区分及び限度額区分については簡素化・合理化を検討してほしい。 ・国民年金、企業年金の制度の周知を図ると共に、個人が自身の必要な情報にアクセスしやすいよう取組を進めてほしい。
・掛金額の上限引上げ	△ * R2年法改正等（R6年12月施行）により、企業年金ありの者の拠出限度額上限が月額2.0万円に統一（合算管理あり）	・拠出限度額の引上げ
	* R2年法改正（R4年4月施行）により、受給開始年齢の上限が75歳に引上げ。 * R4年末の資産所得倍増プランによるiDeCoの制度改革において受給開始年齢の上限の引上げについて検討することとされている。	・更なる受給開始年齢の上限引上げについては、ご本人の受取が困難となるケースや、相続財産になるケースがさらに増えることも想定され、そうした実務上の懸念点も踏まえ、慎重に検討してほしい。
		・自動移換者を増やさないような入口対策をしてほしい。 ・様々な実務的な対策では限界であるので、制度的な対応をしてほしい。 ・資産の管理についての実務負担を踏まえた対応を検討してほしい。